小規模個人再生による変更再生計画認可

平成１９年（再イ）第５１号

岐阜県多治見市笠原町991番地の35

再生債務者　渡邉　博行

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月９日

岐阜地方裁判所多治見支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第９号

富山県砺波市鷹栖660番地２

再生債務者　川上　裕次

1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年３月３日まで

4　一般異議申述期間　平成22年３月17日から平成22年３月24日まで

富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（再ロ）第５８号

大阪府枚方市長尾東町２丁目21番５号

再生債務者　有松　浩重

1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年３月９日まで

4　一般異議申述期間　平成22年３月12日から平成22年３月26日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１１５号

大阪府茨木市彩都あさぎ２丁目８番21―410号

再生債務者　白井　克尚

1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年３月９日まで

4　一般異議申述期間　平成22年３月12日から平成22年３月26日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１号

北九州市門司区原町別院11番31号

再生債務者　高本　幸弘

1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年３月10日まで

4　一般異議申述期間　平成22年３月17日から平成22年３月24日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第４号

三重県桑名市大字五反田2325番地

再生債務者　前橋　実男

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年３月３日まで

平成22年２月10日　津地方裁判所四日市支部

平成２１年（再ロ）第４号

神奈川県相模原市緑が丘２丁目37番２号

再生債務者　伊井　忠臣

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年３月９日まで

平成22年２月９日

横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（再ロ）第９２号

大阪府吹田市西御旅町１番15号

再生債務者　岩田　耕司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年３月９日まで

平成22年２月９日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第６号

滋賀県高島市マキノ町西浜76番地

再生債務者　辻　　久人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年３月10日まで

平成22年２月10日

大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第２６号

京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井26番地の12

再生債務者　下村　博之

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法に定める事由がある。

平成22年２月10日

京都地方裁判所第５民事部再生係

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法第11条第１項の規定により、次の免許状は取上げ処分を行った。

平成 22 年２月 19 日　　神奈川県教育委員会

1　取上げ処分を行った免許状

⑴　免許状の種類・授与番号

ア　小学校教諭一種免許状

昭63小１第1811号

イ　幼稚園教諭二種免許状

昭63幼２第4490号

⑵　ア、イの授与年月日、授与権者

昭和63年３月31日　東京都教育委員会

2　取上げ処分年月日　平成22年１月28日

3　取上げの事由　教育職員免許法第11条第１項

4　取上げ処分の対象となった者の氏名及び本籍地

氏名　佐野　則芳　本籍地　岩手県

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己は解散することにいたしました。

合併の概要は次のとおりです。

一、合併効力発生日　平成二十二年四月一日

二、合併承認決議　平成二十二年二月十八日開催の各社の株主総会決議による。

三、その他　合併に伴い、甲はその商号を株式会社道新総合印刷と変更します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　札幌市において発行する北海道新聞

掲載の日付　平成二十二年一月三十一日

掲載頁　二十頁

(乙)　掲載紙　札幌市において発行する北海道新聞

掲載の日付　平成二十二年一月三十一日

掲載頁　二十頁

(丙)　掲載紙　函館市において発行する北海道新聞

掲載の日付　平成二十二年一月三十一日

掲載頁　二十四頁

(丁)　掲載紙　旭川市において発行する北海道新聞

掲載の日付　平成二十二年一月三十一日

掲載頁　二十七頁

(戊)　掲載紙　釧路市において発行する北海道新聞

掲載の日付　平成二十二年一月三十一日

掲載頁　二十五頁

(己)　掲載紙　帯広市において発行する北海道新聞

掲載の日付　平成二十二年一月三十一日

掲載頁　二十五頁

平成二十二年二月十九日

北海道北広島市大曲工業団地八丁目二番一号　(甲)　株式会社道新札幌印刷

代表取締役社長　伊庭野卓史

札幌市西区宮の沢一条四丁目一五番五号　(乙)　道新オフセット株式会社

代表取締役社長　板倉　慶則

北海道函館市五稜郭町三一番三号　(丙)　株式会社道新函館印刷

代表取締役社長　伊庭野卓史

北海道旭川市工業団地五条三丁目四番五号　(丁)　株式会社道新旭川印刷

代表取締役社長　伊庭野卓史

北海道釧路市鳥取南三丁目八番二二号　(戊)　株式会社道新釧路印刷

代表取締役社長　伊庭野卓史

北海道河東郡音更町東通二〇丁目一番地八　(己)　株式会社道新音更印刷

代表取締役社長　伊庭野卓史